

## 県内市町村におけるパートナーシップ制度の利用要件及び利用可能なサービス等 一覧表

令和8年3月1日時点

### 1 制度対象者の要件

		高知市	室戸市	安芸市	南国市	土佐市	宿毛市	土佐清水市	四万十市	香南市	土佐町	いの町	佐川町	梶原町	大月町	三原村	黒潮町
1	双方が成年に達していること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	双方に配偶者がいないこと（事実上の婚姻関係にある場合も対象にしない、若しくは対象にすることを想定していない）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	双方が相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	双方が当該市町村の区域内に住所がある	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	<b>双方</b> が当該市町村の区域内に <b>転入予定の場合も利用可</b>		○ (3か月以内)		○ (1か月以内)		○	○ (3か月以内)	○ (3か月以内)	○	○	○ (宣誓の日から14日以内)		○ (宣誓の日から14日以内)	○ (3か月以内)	○ (3か月以内)	○
	<b>いずれか一方</b> が当該市町村の区域内に住所がある又は <b>転入予定の場合も利用可</b>		○ (3か月以内)				○		○ (3か月以内)	○ (宣誓の日から14日以内)	○ (宣誓の日から14日以内)	○ (宣誓の日から14日以内)		○ (宣誓の日から14日以内)	○ (3か月以内)	○ (3か月以内)	○
5	相手方が直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族ではないこと (養子縁組の関係の場合例外 「有り」と「無し」の場合あり)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		例外無 ×	例外有 ○	例外有 ○	例外有 ○	例外有 ○	例外有 ○	例外有 ○	例外有 ○	例外有 ○	例外有 ○	例外有 ○	例外有 ○	例外有 ○	例外有 ○	例外有 ○	例外有 ○
6	制度利用対象者は双方が性的マイノリティである <b>場合のみ</b>			○	○												
7	制度利用対象者は一方又は双方が性的マイノリティである <b>場合のみ</b>					○				○	○				○	○	○
8	制度利用対象者に事実婚のカップルも含まれる場合	○	○				○	○	○			○	○	○			

2 制度利用者が利用可能な行政サービス（詳細については各市町村の担当課にご確認ください）

		高知市	室戸市	安芸市	南国市	土佐市	宿毛市	土佐清水市	四万十市	香南市	土佐町	いの町	佐川町	梶原町	大月町	三原村	黒潮町
1	県営住宅への入居・同居	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	県立病院でのお見舞い・医師からの病状説明等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	市営・町営・村営住宅の入居・同居	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	医療機関でのパートナーへの病状説明や緊急手術への同意等の意思を尊重するため「医療の意思表示カード」を配布																○
5	空き家活用住宅の入居・同居申込				○		○										
6	救急搬送証明書の交付		○		○		○	○	○	○							
7	被災証明書の交付		○ <small>(火災のみ)</small>		○		○ <small>(火災のみ)</small>	○	○ <small>(火災のみ)</small>	○							
8	罹災証明書の交付							○		○							
9	保育所・幼稚園申込(養育保護者として申請可)		○			○	○		○	○							
10	母子手帳の交付（配偶者と同様に申請可）						○			○							
11	身体障害者の方等に対する軽自動車税の減免（パートナーとして認められる）						○			○							
12	介護保険に関すること(要介護認定等)	○	○				○										
13	高齢者福祉サービスに関すること(家族介護用品の支給等)	○															
14	亡くなられた方の個人情報提供	○															
15	街路市定時出店者の継続許可	○															
16	結婚新生活支援事業補助金の活用（夫婦と同様に申請可）	○															
17	住民票の続柄の「同居人」から「縁故者」への変更		○				○			○							
18	納税証明書等の発行									○							
19	市立・町立病院での面会・見舞いなど								○				○				

### 3 ファミリーシップ制度導入の有無等

		高知市	室戸市	安芸市	南国市	土佐市	宿毛市	土佐清水市	四万十市	香南市	土佐町	いの町	佐川町	梶原町	大月町	三原村	黒潮町
1	ファミリーシップ制度の導入の有無						○	○	○						○	○	
2	【ファミリーシップ制度導入のこどもの要件】 ●登録している二人のいずれか一方又は双方と同居していること						○	○	○								
3	●登録している二人のいずれか一方又は双方と生計を一にしていること														○	○	
4	●未成年であること							○							○	○	